特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
21	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和6年9月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づく被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・被保険者に係る届出受理、その届出に係る事実についての審査又は応答 ・被保険者証又は認定証等の交付 ・介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ・要介護要支援認定、要介護要支援更新認定又は要介護要支援状態区分変更の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請受理、その申請に係る事実についての審査又は応答 ・保険料の賦課、収納管理、滞納情報等の管理 ・地域支援事業の実施 ・保険者事務共同処理業務 ※当市では、「保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会に（国保連合会）に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのことである。なお、保険者と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。

2．特定個人情報ファイル名
（1）介護保険特定個人情報ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項及び別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（令和6年デジタル庁令第5号/総務省令第5号）第50条

4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（平成26年内閣府令第9号/総務省令第9号）第2条の表 2, 3, 6, 7, 11, 15, 27,38,42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 115, 116, 125, 132, 137, 144, 145及び158の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表　131及び132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護高齢課
②所属長の役職名	介護高齢課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　介護高齢課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1170

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	評価実施機関における担当部署	地域介護課長　高橋　潔	地域介護課長　位田　壮平	事後	
平成29年5月15日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地域支援事業の実施	・地域支援事業の実施 ・保険者事務共同処理業務 ※当市では、「保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	事後	
平成29年5月15日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー	介護保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのことである。なお、保険者と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。	事後	
平成29年5月15日	5．評価実施機関における担当部署	①部署　　地域介護課 ②所属長　地域介護課長　位田　壮平	①部署　　介護高齢課 ②所属長　介護高齢課長　宇佐美　亮次	事後	
平成29年5月15日	8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部　地域介護課	保健福祉部　介護高齢課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報提供の根拠）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項) ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条	事後	
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長　介護高齢課長　宇佐美　亮次	②所属長　介護高齢課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ　しいき値判断項目1. 対象人数・時点	平成27年7月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ　しいき値判断項目1. 取扱者数・時点	平成27年7月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ　しいき値判断項目1. 対象人数・時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ　しいき値判断項目1. 取扱者数・時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	項目なし	項目に合せて追記	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ　しいき値判断項目1. 対象人数・時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ　しいき値判断項目1. 取扱者数・時点	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月31日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報提供の根拠）	〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項) ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条	〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項) 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和4年2月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報照会の根拠）	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ しいき値判断項目1. 対象人数・時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ しいき値判断項目2. 取扱者数・時点	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ しいき値判断項目1. 対象人数・時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月26日	Ⅱ　しいき値判断項目2．取扱者数・時点	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年8月22日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報提供の根拠）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(95の項） 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの(46、83、95の項） 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ　しいき値判断項目1．対象人数・時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ　しいき値判断項目2．取扱者数・時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月25日	3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．番号法第9条第1項及び別表第一68の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項及び別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（令和6年デジタル庁令第5号/総務省令第5号）第50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 （情報提供の根拠）	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険法第136条第1項（同法第140条第3項において準用する場合を含む。）、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれるもの((46、83、95の項） 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の2、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 （情報照会の根拠） 〇番号法第19条第8号（特定個人情報の提供	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第８号 ・番号法第19条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（平成26年内閣府令第９号/総務省令第９号）第２条の表 2, 3, 6, 7, 11, 15, 27,38,42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 115, 116, 125, 132, 137, 144, 145及び158の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第８号 ・番号法第19条第８号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第２条の表　131及び132の項	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ　しいき値判断項目１．対象人数・時点	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ　しいき値判断項目２．取扱者数・時点	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	